	建築確認		中間検査	完了検査 (特定工程に係るもの)	完了検査 (中間検査なし)
床面積の合計	構造計算書 不要な場合	構造計算書 必要の場合	手数料(円)	手数料(円)	手数料(円)
30㎡以内	手数料(円) 17, 000	手数料(円) 18, 000	16, 000	16, 000	19, 000
30㎡超~100㎡以内	26, 000	27, 000	24, 000	25, 000	29, 000
100㎡超~200㎡以内	37, 000	41, 000	33, 000	30, 000	36, 000
200㎡超~300㎡以内	40, 000	46, 000	35, 000	35, 000	39, 000
300㎡超~500㎡以内	55, 000		41, 000	43, 000	47, 000
500㎡超~1, 000㎡以内	96, 000		60, 000	62, 000	66, 000
1, 000㎡超~2, 000㎡以内	150, 000		77, 000	79, 000	85, 000
2, 000㎡超~5, 000㎡以内	240, 000		130, 000	140, 000	150, 000
5, 000㎡超~10, 000㎡以内	300, 000		170, 000	180, 000	190, 000
10, 000㎡超~50, 000㎡以内	470,	000	270, 000	280, 000	290, 000
50, 000㎡超	790,	000	490, 000	550, 000	560, 000

	建築設備等	計画変更	完了検査
建築設備(エレベーター)1件につき	27, 000	17, 000	32, 000
建築設備(小荷物専用昇降機)1件につき	12, 000	6, 900	18, 000
工作物	25, 000	16, 000	27, 000

- 〇建築物に関する構造計算適合性判定を求めなければならない場合は構造計算適合性判定機関へ直接申請 してください。 (別途、手数料必要)
- 〇建築物省エネ法における省エネ基準の対象となる建築物の新築・増改築等に関する建築確認※1及び完了検査については 別紙のとおり審査手数料及び完了検査手数料の加算があります。
- ※1:住宅の用途で仕様基準等による審査に限る。

建築確認等申請及び完了検査の省エネ加算手数料

①建築確認等申請の省エネ加算手数料

建築物の用途	床面積の合計	仕様基準※1 手数料(円)	
一戸建て 住宅	200㎡未満	16, 000	
	200㎡以上	17, 000	
共同住宅 又は 長屋住宅	300㎡未満	27, 000	
	300㎡以上 2,000㎡未満	40, 000	
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	62, 000	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	79, 000	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	161, 000	
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	293, 000	
	50,000㎡以上	558, 000	

※1 什様基準には誘導什様基準を含む

②建築確認等申請の省エネ加算手数料 (計画変更)

①の床面積の合計を、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に該当する区分の手数料とする。

注記

- (1) 上記手数料は加算手数料のため、建築確認等申請の手数料と合算すること。
- (2) 対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの区分で算定した手数料を合算した金額とする。
- (3) 増築又は改築をする場合の床面積は当該増築又は改築をする部分の床面積で算定する。 (既存部分の床面積は含まない)
- (4) 共同住宅又は長屋住宅の床面積は共用部を含む延べ床面積で算定する。
- (5) 共同住宅又は長屋住宅の共用部を評価する場合や一部の住戸に性能基準を使用している場合は、省エネ 適判の対象となるため、受付できないので注意すること。
- (6) 複合建築物は省エネ適判の対象のため、住宅が仕様基準でも受付できないので注意すること。
- (7) 気候風土適応住宅は一次エネルギー消費量基準が仕様基準又は誘導仕様基準の場合のみ受付する。
- (8) 計画変更に係る申請手数料は建築基準法の計画変更に合わせて省エネ基準に係る変更を行う場合に限る。なお、省エネ基準に係る変更のみの場合は、建築基準法上の取扱いが軽微な変更となるため注意すること。
- (9) 建築基準法第6条の4第1項第三号(新3号特例)を適用する建築物かどうかを確認申請等の様式で確認し、 適用する場合は省エネ加算をしないように注意すること。

③建築確認等完了検査の省エネ加算手数料

建築物の用途	床面積の合計	完了検査 手数料(円)	建築物の用途	床面積の合計	完了検査 手数料(円)
	300㎡未満	9, 400	一戸建て 住宅	(面積区分なし)	4, 700
	300㎡以上 1,000㎡未満	16, 000	共同住宅 又は 長屋住宅	300㎡未満	9, 400
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27, 000		300㎡以上 2,000㎡未満	20, 000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	81, 000		2,000㎡以上 5,000㎡未満	45, 000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127, 000		5,000㎡以上 10,000㎡未満	81, 000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	161, 000		10,000㎡以上 25,000㎡未満	129, 000
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	201, 000		25,000㎡以上 50,000㎡未満	196, 000
	50,000㎡以上	282, 000		50,000㎡以上	297, 000

④複合建築物の完了検査省エネ加算手数料

非住宅部分は非住宅用途の手数料、住宅部分は住宅用途の手数料の算定をそれぞれ行い、算定した手数料を合算した金額 とする。

注記

- (1) 上記手数料は加算手数料のため、完了検査の手数料と合算すること。
- (2) 対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの区分で算定した手数料を合算した金額とする。
- (3) 増築又は改築をする場合の床面積は当該増築又は改築をする部分の床面積で算定する。(既存部分の床面積は含まない)
- (4) 共同住宅又は長屋住宅の床面積は共用部を含む延べ床面積で算定する。
- (5) 省エネ計算対象部分が無い場合の手数料は、令和6年度滋賀県特定行政庁連絡会議設備分科会の資料を参考にして判断する。